

(仮称)「鎌倉市カスタマーハラスメント防止等に関する条例」(案)の 概要に対する意見公募の結果について

(仮称)「鎌倉市カスタマーハラスメント防止に関する条例」(案)の概要について、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

意見公募手続の結果といただきました御意見に対する市の考え方を次のとおり公表します。

1 意見公募方法等

(1) 意見公募期間

令和8年(2026年)6月17日(水)から令和8年(2026年)7月17日(金)まで

(2) 意見公募の周知方法

- ア 市のホームページ・広報かまくらへの掲載
- イ SNS (facebook、X、twitter) による情報発信
- ウ 市役所本庁舎1階ロビー、各図書館での資料配布
- エ 各支所での実施一覧への掲載

(3) 意見の受付方法

- ア 郵便
- イ 電子メール
- ウ FAX
- エ 市役所本庁舎1階ロビー、各図書館の回収箱
- オ 総務部コンプライアンス課への直接持込

2 意見公募の結果

(1) 意見提出者 6人(6項目)

(2) 提出方法 電子メール5件、直接持込1件

(3) 意見の内容と意見に対する市の考え方

別紙「(仮称)『鎌倉市カスタマーハラスメント防止等に関する条例』(案)の概要に対する意見公募に対する市民意見と市の考え」のとおりです。なお、いただいた御意見は、原則、原文のまま掲載していますが、個人情報に係る部分等の削除及び一部文体の統一を行っています。